

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
(人事課) 1
(会計課) 1

規 則

○財務規則の一部を改正する規則
(人事課) 1
(会計課) 1

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項及び第三条の表警察本部長の項第一号中、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた納入義務者に係る督促の特例)

11 歳入徴収者は、納期限が平成二十三年三月十一日から同年九月三十日までの間に到来する歳入について、当該歳入の納入義務者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けたことにより当該納期限までに当該歳入を納付することが困難であると認める場合には、第四十一条第一項の規定にかかわらず、同年十月二十日までに督促するものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。